

新宮市告示第 70 号

新宮市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年新宮市告示第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条、項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条、項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条、項又は号を当該改正後の欄の条、項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。
- (4) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。
- (5) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
(支給対象者) 第3条 (略) (1) (略) (2) 就職を容易にするために必要な資格として条件に定める資格（以下「支給対象資格」という。）を取得するため、養成機関において <u>6月以上（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）のカリキュラムを修業し</u>、支給対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (3) (略) 第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象資格は、次に掲げるものとする。 (1) 看護師 (2) 准看護師	(支給対象者) 第3条 (略) (1) (略) (2) 就職を容易にするために必要な資格として条件に定める資格（以下「支給対象資格」という。）を取得するため、養成機関において <u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）のカリキュラムの修業を予定しており</u>、支給対象資格の取得が見込まれる者等であること。<u>なお、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）についても対象とする。</u> (3) (略) 第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象資格は、次に掲げるものとする。 (1) 看護師 (2) 准看護師

改正後	改正前
(3) 介護福祉士 (4) 保育士 (5) 理学療法士 (6) 作業療法士 (7) 歯科衛生士 (8) 美容師 (9) 社会福祉士 (10) 製菓衛生士 (11) 調理師 (12) シスコシステムズ認定資格 (13) L P I 認定資格 <u>(14)</u> (略) (支給期間) 第5条 (略) (1) (略) ア 訓練促進給付金の支給期間は、第3条に定める支給対象者が修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間(以下「支給対象期間」という。)とする。なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日から、取得のために4年以上の過程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。 イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するため	(3) 介護福祉士 (4) 保育士 (5) 理学療法士 (6) 作業療法士 (7) 歯科衛生士 <u>(8)</u> (略) 第5条 (略) (1) (略) ア 訓練促進給付金の支給期間は、第3条に定める支給対象者が修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間(以下「支給対象期間」という。)とする。<u>(平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成27年度以前に修業を開始し(平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。)、平成28年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間(その期間が36月を超えるときは、36月)を超えない期間としても差し支えない。)</u>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日から、取得のために4年以上の過程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。 イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するため

改正後	改正前
に、養成機関で修業する場合には、通算<u>60月</u>を越えない範囲で支給するものとする。（令和<u>7</u>年度以前に修業を開始し、<u>令和8年</u>4月1日時点で修業中の者についても、通算<u>60月</u>を越えない範囲で支給して差し支えない。） ウ 訓練促進給付金の支給については、1月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が<u>消滅する日の前日</u>の属する月で終わるものとする。 （2）（略） （支給額） 第6条（略） （1）（略） ア（略） （ア）支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における<u>課程の修了</u>までの最後の12月その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、	に、養成機関で修業する場合には、通算<u>48月</u>を越えない範囲で支給するものとする。（令和<u>2</u>年度以前に修業を開始し、<u>令和3年</u>4月1日時点で修業中の者についても、通算<u>48月</u>を越えない範囲で支給して差し支えない。） ウ 訓練促進給付金の支給については、1月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が<u>消滅した日</u>の属する月で終わるものとする。 （2）（略） （支給額） 第6条（略） （1）（略） ア（略） （ア）支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における<u>過程の終了</u>までの最後の12月（<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始</u>

改正後	改正前
月額14万円)	<u>する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始したものは、月額14万1千円)</u>
(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における <u>課程の修了</u> までの最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万5百円)	(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における <u>過程の終了</u> までの最後の12月(<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万5百円)</u>
イ (略)	イ (略)
(事前相談の実施)	(事前相談の実施)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(以下「訓練促進資金貸付事業」という。)」の入学準備金及び就職準備金並びに母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得金等についても紹介するものとする。	
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
ア (略)	ア (略)
イ (略)	イ (略)
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(<u>昭和40年法律第33号</u>)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかに	(イ) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様

改正後	改正前
することができる書類（様式第２号の申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。 （ウ）（略） ウ・エ（略） （２）（略） ア（略） イ（略） （ア）（略） （イ） 当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第２号の申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） （ウ）（略） ウ～オ（略） （３）（略） ３・４（略）	式第２号の申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。 （ウ）（略） ウ・エ（略） （２）（略） ア（略） イ（略） （ア）（略） （イ） 当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第２号の申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。 （ウ）（略） ウ～オ（略） （３）（略） ３・４（略）

様式第１号を次のように改める。

（表 面）

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（あて先）
新宮市長

申請者氏名

訓練促進給付金・修了支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	(個人番号)			
② 住 所・電 話 番 号	(〒 —)		電話 (—)	
③ 過去の受給の有無等	過去に（訓練促進給付金・修了支援給付金）の支給を受けたことが（ある・ない）			
④ 本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
⑤ 養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住 所			電話 (—)
	修 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日		養成区分 昼間 夜間
	修 業 し て いる 資 格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・その他 ()		
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある・ない			
⑥ 希望する払込金融機関	金 融 機 関		口座の種類	普通・当座・その他 ()
	支 店 名		口 座 番 号	
	(フリガナ) 口座名義			
(備考)				

- 1 訓練促進給付金の支給申請は修業を開始した日以後に、修了支援給付金の支給申請は修了日を経過した日以後に行えます。
- 2 支給申請書には以下の書類を添付してください。
 - 申請書及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 児童扶養手当を受給している場合、児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く）
 - 申請者及び申請者と同じ世帯に属する者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市町村長（特別区の長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - 市町村民税が課されない者の場合、納税証明書その他該当することを証明する書類
 - 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類（訓練促進給付金申請時のみ）
 - 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類（修了支援給付金申請時のみ）
- 3 修業証明書又は修了証明書等を添付する場合は、④欄を記載する必要はありません。

(裏 面)

⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 —)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 —)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 —)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 —)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 —)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 8 条関係）

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

(あて先)
新宮市長

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）または前々年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、3 年前）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ①配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ②あなたと生計を一にしている
 - ③前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が 48 万円以下
 - ④青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年６月９日から施行し、改正後の新宮市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は令和８年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後当分の間、改正前の様式による申請等は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。